

学生・保護者 各位

### 新型コロナウイルス感染に関する対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、依然として収束の見通しが立ちません。当校と致しましては、引き続き学生の皆さんはもとより、ご家庭との連携を強化し感染防止を図りたく存じます。

つきましては、以下をご覧ください対応してください。

#### 記

・以下の各ケースにあたる際は、必ず学校にご連絡ください。

ケース1: 本人または同居家族が感染した場合、濃厚接触者になった場合⇒出席停止扱いです。

ケース2: 本人または同居家族が濃厚接触者として特定されたまたはその疑いが生じ、PCR検査を受けることになった場合⇒結果が判明するまで出席停止扱いです。(陰性でも接触日の翌日から起算して2週間)

ケース3: 発熱や風邪症状等の体調不良の場合⇒出席停止扱い

①37.5℃以上の発熱または平熱より1℃以上の発熱、風邪の諸症状(咳、喉の痛み、鼻水など)、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚障害、感染症に類する症状、頭痛、腹痛、嘔吐下痢がある⇒自宅療養または受診

②登校再開は、以下の条件全てを満たした場合とする。

い) 若しくは、は)の症状が出た日を0日目として7日経過。

ろ) 発熱⇒解熱した日を0日目として3日経過。

は) 発熱以外の症状(にを除く)⇒消失した日を0日目として3日経過。

に) 頭痛、腹痛、嘔吐下痢の症状は、完全に消失した時間から48時間経過。

※症状が強い場合: 受診する。また、既往症があり通院している者は、医師の指示に従う。

ケース4: 基礎疾患(呼吸器疾患、心疾患、糖尿病など)があり、感染すると重症化する恐れがあるため、医師の指示で欠席する場合⇒出席停止扱いです。

医師に指示された期間

ケース5: ケース3の症状が出たが、「感染の危険はなく登校可能」と医師が診断した場合⇒出席停止扱いです。

ケース3の出席停止期間に満たなくても登校可。医師名を必ず確認してください。

登校再開日以降、別紙(新型コロナウイルス感染症に関する届)を提出していただくことで、出席停止が承認されます。(出席停止=欠席といたしません)

連絡・相談先 部長 森、副部長 深田、  
各学年・学級担任  
電話 03-3982-6115(平日9~17時)

以上

備考1)

登校の判断に迷うことがございましたら学校に連絡してください。但し、専門的なことはかかりつけ医などに相談し指示に従ってください。

また、居住地の相談センター等も利用してください。以下は一例です。

発熱、咳、倦怠感など症状がある際の相談:東京都発熱相談センター 03-5320-4592(24時間)

症状はないが心配などの相談:厚生労働省(フリーダイヤル) 0120-565653

なお、保護者と同居していない学生は、保証人の方にご協力をいただくことがあります。

備考2)

出席停止期間は療養に努めつつ、可能な範囲で該当科目の欠課レポートを実施してください。提出期限等の詳細は、出席停止期間等を勘案します。(欠課レポートの提出がないと該当科目を修得出来ません)

また、欠課レポートの割り当てについては、クラスルームで確認できます。

なお、科目によってタイムラグが生じる事もあります。ご了承ください。